

福島県立医科大学附属病院長選考基準

令和2年1月21日
公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

福島県立医科大学附属病院長選考規程第2条の規定に基づき、福島県立医科大学附属病院長の選考基準を下記のとおり定める。

記

病院長候補者は、次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、本院の将来の在り方に明確な理念をもち、リーダーシップを発揮できる者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有している者
 - 具体的には、本院または本院以外の病院での以下のいずれかの業務に従事した経験又は患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有している者
 - ① 医療安全管理責任者又は医療機器安全管理責任者の業務
 - ② 医療事故防止対策委員会又は医療クオリティ審議委員会の委員としての業務
 - ③ 医療安全管理部における業務
- (3) 組織管理能力等の病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有している者
 - 具体的には、本院または本院以外の病院での以下のいずれかの組織管理経験があり、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力を有している者
 - ① 病院長又は副病院長の経験
 - ② 診療科部長又は中央診療施設等の長としての4年以上の経験

【参考】

附属病院 基本理念

「当病院は、健康を支える医療・心温まる医療を目指して県民と共に歩みます。」
私たち当病院に働くすべての職員は、医療人としての誇りをもって、互いに協力して県民の健康な暮らしの確保と病（やまい）克服のお手伝いをします。

附属病院 基本方針

- 1 私たちは、高い倫理観のもと、命と人権とプライバシーを尊び、患者さん一人ひとりと心の通い合う安全な医療を提供します。
- 2 私たちは、患者さん一人ひとりのニーズにこたえる最高水準医療、先進医療を提供します。
- 3 私たちは、県民の未来を支える誠実で優秀な医療人を育成します。
- 4 私たちは、地域との連携を重視し、新しい医療、より良い医療を創造します。
- 5 私たちは、日々進歩する医療の成果を県内、全国、そして世界へ発信します。